

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（3月17日現在）

●保健省によれば、アルゼンチン国内では79名（昨日から14名増加）の累計感染者数、うち2名の累計死亡者数が報告されています。

●16日から17日にかけてのアルゼンチン政府による新型コロナウイルス対策に係る新たな措置（「非居住外国人に対する15日間の入国禁止」、「ブラジル及びチリの感染地域指定」、「職場への出勤免除」及び「国内交通規制」）が発表されました。

●最新情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。万が一当局に隔離され援護が必要な場合は、在アルゼンチン日本国大使館までご連絡下さい。

1 保健省によれば、アルゼンチン国内では79名（昨日から14名増加）の累計感染者数、うち2名の累計死亡者数が報告されています。

2 16日から17日にかけてのアルゼンチン政府による新型コロナウイルス対策に係る新たな措置が以下のとおり発表されました。

(1) 非居住外国人に対する15日間の入国禁止（16日付必要緊急大統領令（DNU））

16日、非居住外国人に今後15日間亜への入国を禁止するDNUが公布されました（但し、物流、旅客機・船舶乗組員等は症状がない限り本件措置の例外）。

(2) ブラジル及びチリの感染地域指定（16日付亜保健省プレスリリース）

16日、亜保健省はプレスリリースでブラジルとチリを新型コロナウイルス感染地域リストに指定したことを発表しました。これにより両国からアルゼンチンに入国した方は、日本等からの入国と同様、14日間の強制隔離の対象となります。今回の発表を受け、指定感染地域は、中国、韓国、日本、イラン、欧州、米国、チリ及びブラジルとなる。

(3) 職場への出勤免除（16日付労働・雇用・社会保障省令）

16日、労働・雇用・社会保障省は以下の労働者に対し、14日間の職場への出勤義務を免除する省令（Resolucion 207/2020）を公布しました。

ア 60歳以上の労働者（その組織に不可欠と見做される者を除く。保健関係者は不可欠な者と見做す）

イ 妊娠している労働者

ウ 国家保健当局がリスクが高いと認定したグループ（下記）に属する労働者

(ア) 慢性呼吸器疾患：慢性閉塞性肺疾患（COPD）、先天性肺葉性肺気腫、気管支肺異形成症、気管支拡張症、嚢胞性線維症及び中度又は重度の喘息。

(イ) 心疾患：心不全、冠状動脈性心疾患、心臓弁膜症及び先天性心疾患。

(ウ) 免疫不全。

(エ) 糖尿病患者、透析中の慢性腎不全患者又は透析を予定している患者。

エ 教育省の決定による学校の授業中止の間、親又は親に代わる大人が家庭で子供の保護をしなければならない場合、職場へ出勤しないことが正当化されうることを決定。この措置を希望する者は、雇用主に対し、必要性を説明し、適切な管理を行うために必要なデータを提供しなければならない。本措置の適用は、各家庭に1名のみとする。

オ 雇用主が、対象となる労働者が職場に出勤せずに遠隔地から業務ができるように必要な措置を講じるよう推奨する。

(4) 国内交通規制（17日運輸大臣記者会見）

17日、メオニ運輸大臣は記者会見を開き、19日24時から25日0時まで全国の長距離列車、長距離バス及び国内線を停止すると発表しました。また、19日0時よりブエノスアイレス首都圏のバスは、着席した状態での利用のみとすると発表しました。今後、同措置に関する通達が発出される見込みです。

3 最新情報を入手するとともに、マスクの着用、手洗いやうがいの励行など、感染予防に努めてください。

4 万が一当局に隔離され援護が必要な場合は、在アルゼンチン日本国大使館までご連絡下さい。(以上)